

高等学校地理歴史科（日本史）採点基準

2枚のうち1

【注意】問題によっては、部分点を可とする。

問題番号	正 答 [例]	採 点 上 の 注 意	配 点
1	1 5		6
	2 2		6
	3 4		6
	4 1		6
	5 4		6
	6 7		6
	7 5		6
	8 4		6
	9 4		6
	10 6		6
	11 1		6
	12 2		6
2	1 6		8
	2 2		8
	3 2		8
3	1 2		8
	2 2		8
	3 7		8
4	1 7		8
	2 4		8
	3 3		8

72

24

24

24

高等学校地理歴史科（日本史）採点基準

2枚のうち2

【注意】問題によっては、部分点を可とする。

問題番号	正 答 [例]	採 点 上 の 注 意	配 点
5	社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にし、事象同士を因果関係などで関連付けて働く際の視点や方法（考え方）。	内容を正しく捉えていれば、表現は異なっていてもよい。	12
6	1 資料Ⅱは、北条義時が恣に政治を行っていることが政道に反しており、謀反に当たるとみなした後鳥羽上皇が、北条義時の追討を命令した綸旨である。北条政子は、演説の中でこの後鳥羽上皇による綸旨が道理に外れたものであると述べるとともに、源頼朝以来の御恩についても述べることで、御家人たちに幕府側に付くよう訴えるため。	内容を正しく捉えていれば、表現は異なっていてもよい。	8
	2 資料IVの御成敗式目第七条から、鎌倉幕府が、頼朝を始めとする代々の将軍と御家人との間の土地を介した主従関係を重視していることが分かり、第八条から、頼朝以来の先例により、支配後20年を過ぎた土地については、現に支配している御家の知行権が認められていたことが分かる。 しかし、蒙古襲来後、幕府は御家人に十分な恩賞を与えることができず、御家の信頼を失い、売買や質入れによって所領を失う御家人も少なくない状況となった。 そこで幕府は、永仁の徳政令で御成敗式目第八条に基づき、支配後20年を過ぎた土地について、買得者である御家の知行権を保障した一方、買得者が御家人以外の場合には、20年を過ぎていても土地を譲り渡した御家人に返還させることで御家の原知行権を保障した。 これらのことから、幕府が永仁の徳政令を発令したのは、御成敗式目の考え方を引き継ぎながら、困窮して所領を失った御家の知行権を保障するためであったと考えられる。	内容を正しく捉えていれば、表現は異なっていてもよい。	12 20
7	1 資料Ⅲは異国船打払令であり、資料Ⅲの内容のとおり、幕府は理由を問わず外国船を打ち払うこととしたため、モリソン号事件が発生した。これを受け、高野長英は「戊戌夢物語」を著し、資料Ⅱの内容のとおり、理由を問わず外国船を打ち払ることは、日本が不義の国であるとして外国に伝わることにつながり、害を及ぼしかねないとして幕府の対外政策を批判したことなどが、幕府によって幕政批判の罪とされたため。	内容を正しく捉えていれば、表現は異なっていてもよい。	8
	2 この生徒は、阿部正弘が蕃書調所を設けた理由を、ただ学問のために西洋の書物を収集させることと捉えており、収集した書物を翻訳させ、外国の情報を積極的に収集しようとする意図やその時代背景に気付くことができていない。 そこで、資料Vを示し、まず資料IVと資料Vを読ませ、寛政年間に老中を務めた松平定信は、ただ西洋の情報を統制したいと考えていたが、阿部正弘は、蕃書調所を設置して外国の情報を積極的に活用しようと考えており、外国の情報の扱いについての老中の考え方には違いがあることに気付かせる。次に、「なぜ阿部正弘は外国の情報を積極的に活用しようと考えたのだろうか」という問い合わせについて、資料Iを参考しながら考察させ、外国船の来航やアヘン戦争などの日本を取り巻く国際情勢の変化により、欧米諸国の技術だけでなく外国事情の調査を行う必要が生じたことに気付かせることを通して、国際情勢の変化が江戸幕府の政策を変容させたことに気付かせる指導を行う。	問い合わせを正しく捉えていれば、内容は異なっていてよい。	16 24